

第 3 1 回

八雲町農業委員会総会議事録

日 時 令和 2 年 5 月 28 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 八雲町役場 議員控室

議事記録者 八雲町農業委員会 事務局参事 荻本 正

第 31 回八雲町農業委員会総会					
招集年月日	令和 2 年 5 月 28 日 (木)				
招集の場所	八雲町役場 議員控室				
開閉会時間	開 会	令和 2 年 5 月 28 日 午後 2 時 00 分			
	閉 会	令和 2 年 5 月 28 日 午後 4 時 00 分			
出席状況	席順	職名	氏名	出欠	議事録署名委員
		会 長	小林 石男	○	水野 久晃
	14	職務代理	日野 昭	○	古田 美子
	1	委 員	小林 隆雄	○	事務局出席者
	2	〃	吉田 英明	○	局長 加 藤 貴 久
	3	〃	下里 晃	○	次長 萩 本 正
	4	〃	田中 勉	○	係長 上 杉 孝 喜
	5	〃	田原 和子	○	主査 斎 藤 洋 平
	6	〃	舟田 進一	○	主事 向 田 丈 顕
	7	〃	前小屋忠信	○	主事 川 島 恭 介
	8	〃	安藤 勉	○	
	9	〃	稲垣 孝治	欠	
	10	〃	古田 美子	○	
	11	〃	近藤 久雄	欠	
12	〃	水野 久晃	○		
日 程	日程 第 1	議事録署名委員の指名			
	日程 第 2	八雲町農業委員会行事報告			
	日程 第 3	報告 第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について			
	日程 第 4	報告 第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について			
	日程 第 5	議案 第 1 号 土地の現況証明願いについて			
	日程 第 6	議案 第 2 号 農用地利用集積計画の決定について			
	日程 第 7	議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について			
	日程 第 8	議案 第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について			
	日程 第 9	議案 第 5 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について			
	日程 第 10	協議事項 1 農地流動化あっせんの申し出について			
	日程 第 11	協議事項 2 農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定について			
	日程 第 12	報告 (1) 農業者年金について (2) その他			

<p>荻本参事</p>	<p>委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議の開催につきましては、八雲町自治基本条例の規定によりまして町ホームページで周知してございます。</p> <p>また、会議については八雲町農業委員会会議規則の規定により全部公開としておりますので、よろしくお願いたします。本日の傍聴人の方は、現在のところおりません。</p> <p>委員総数 14 名のうち出席者 12 名であり、「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項」の規定に基づき、この会議は成立していることを、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、稲垣委員、近藤委員、所用のため、本日欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>それでは、これより、会議規則により会長が議事進行いたします。会長よろしくお願いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p>
<p>小林会長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名について、本日の議事録署名委員に、水野委員、古田委員を指名します。</p>
<p>小林会長</p>	<p>日程第 2 八雲町農業委員会行事報告</p>
<p>小林会長</p>	<p>日程第 2、八雲町農業委員会行事報告について、事務局より報告願います。</p>
<p>向田主事</p>	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>4・5 月分の八雲町農業委員会の行事を報告いたします。</p> <p>(議案書を朗読し報告)</p>
<p>小林会長</p>	<p>ただいま事務局より報告がありましたが、質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
<p>小林会長</p>	<p>質疑は無いようですので、行事報告を承認いたします。</p>

	<p>日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p>
小林会長	<p>日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p>
川島主事	<p>議案書の3ページをご覧ください。 日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、今月は1件です。 (議案書を朗読し報告)</p>
小林会長	<p>只今の報告について、質疑ありませんか。 (質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p>日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知</p>
小林会長	<p>日程第4、報告第2号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、事務局より願います。</p>
川島主事	<p>議案書の4ページをご覧ください。 日程第4、報告第2号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、今月は3件です。 (議案を読み上げ報告)</p>
小林会長	<p>只今の報告について、質疑ありませんか。 (質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p>日程第5 議案第1号 土地の現況証明願</p>
小林会長	<p>日程第5、議案第1号、土地の現況証明願について、事務局より提案願います。</p>

川島主事	<p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>日程第5、議案第1号、土地の現況証明願いについて、今月は1件です。</p> <p>(議案書を朗読し報告)</p>
小林会長	<p>ただいまの件について、地元の水野委員より補足等あればお願いします。</p>
水野委員	<p>事務局の説明通りで問題ありません。</p>
小林会長	<p>只今の報告について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件は決定といたします。</p>
<p>日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の決定</p>	
小林会長	<p>日程第6、議案第2号、農地利用集積計画の決定について、事務局より提案願います。</p>
川島主事	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>日程第6、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議決を求めます。今月は所有権の移転が7件、賃借権の設定が4件です。</p> <p>(議案書を朗読し報告)</p>
小林会長	<p>1番について、地元の吉田委員より補足等あればお願いします。</p>
吉田委員	<p>事務局から説明のあった通りですので、よろしく申し上げます。</p>
小林会長	<p>この件につきまして、質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>

小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を決定といたします。</p> <p>続いて、2番について、地元の日野委員より補足等あればお願いいたします。</p>
日野委員	<p>譲受人のお父様があっせんを買われた土地で、合理化事業の期間終了で息子さんが引き取ることになったものです。よろしくお願ひします。</p>
小林会長	<p>この件につきまして、質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を決定といたします。</p> <p>続いて、3番について、地元の安藤委員より補足等あればお願いいたします。</p>
安藤委員	<p>先ほど事務局から説明があった通り、農地保有合理化事業の買い取りです。よろしくお願ひします。</p>
小林会長	<p>この件につきまして、質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を決定といたします。</p> <p>続いて、4番、5番について、地元の水野委員より補足等あればお願いいたします。</p>
水野委員	<p>同じく、農地保有合理化の買い取りですのでよろしくお願ひいたします。</p>
小林会長	<p>この件につきまして、質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を決定といたします。</p> <p>続いて、6番、7番について小林隆雄委員より補足等あればお願ひします。</p>

田原委員	只今事務局から説明のあった通りでございます。
小林会長	この件につきまして、質疑はございますでしょうか。 (質疑無しの声あり)
小林会長	質疑は無いようですので、本件を決定といたします。 続いて8番については、地元の下里委員から補足等あればよろしくお願いたします。
下里委員	本件については再設定でありますので、良好に使っておりますので問題ないと思います。よろしくお願いたします。
小林会長	この件につきまして、質疑はございますでしょうか。 (質疑無しの声あり)
小林会長	質疑は無いようですので、本件を決定といたします。 続いて、9番について古田委員より補足等あればお願いたします。
古田委員	再設定であり、ご本人もしっかりと管理されているので問題ありません。よろしくお願いたします。
小林会長	この件について質疑はございますでしょうか。 (質疑無しの声あり)
小林会長	質疑は無いようですので、本件を決定といたします。 続いて、10番について日野委員より補足等あればお願いたします。
日野委員	これも再設定であり、きちんと使われているので問題ないと思います。よろしくお願いたします。
小林会長	この件について質疑はございますでしょうか。 (質疑無しの声あり)
小林会長	質疑は無いようですので、本件を決定といたします。

	<p>続いて、11 番について田原委員より補足等あればお願いします。</p>
田原委員	<p>事務局の説明通りで、まったく問題ありませんので、よろしくお 願いします。</p>
小林会長	<p>この件について質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を決定といたします。</p>
	<p>日程第 7 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請</p>
小林会長	<p>日程第 7、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請につい て事務局より提案願います。</p>
川島主事	<p>議案の 11 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 3 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、審 議を求めます。今月は贈与が 1 件、売買が 1 件です。</p> <p>(議案を朗読し提案)</p>
小林会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、1 番について地元委 員の田中委員より補足などがあればお願いします。</p>
田中委員	<p>事務局の説明のとおりでして、配偶者への贈与ということだ のでよろしくお願いたします。</p>
小林会長	<p>この件につきまして、質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑は無いようですので、本件を決定といたします。</p> <p>続きまして 2 番について、吉田委員の方から補足等あればお願 いたします。</p> <p>(舟田委員、離席)</p>
吉田委員	<p>只今説明のありました通り、転用をかけた残りの部分を売買す</p>

	る所有権移転でありますので、よろしくお願ひいたします。
小林会長	この件につきまして、質疑はございますでしょうか。 (質疑無しの声あり)
小林会長	質疑は無いようですので、本件を決定といたします。 (舟田委員、着席)
	日程第8 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請
小林会長	日程第7、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より提案願ひます。
川島主事	議案の12ページをご覧ください。 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を求めます。今月は1件です。 (議案を朗読し提案)
小林会長	ただいま事務局より説明がありましたが、地元委員の吉田委員より補足などがあれば願ひします。
吉田委員	若い方が住宅を建設してこれから頑張っていこうとしているので、ぜひよろしく願ひします。 この件につきまして、質疑はございますでしょうか。 (質疑無しの声あり)
小林会長	質疑は無いようですので、本件を決定といたします。
	日程第9 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見
小林会長	日程第9、議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について事務局より提案願ひます。

川島主事	<p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>日程第9、議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について意見を付したいので意見を求めます。今月は農用地区域からの除外が1件です。</p> <p>(議案書を朗読し報告)</p>
小林会長	<p>只今事務局から説明がありましたが、この件につきまして地元の吉田委員から補足等ありますでしょうか。</p>
吉田委員	<p>特にありません。</p>
小林会長	<p>この件につきまして質疑等ございますでしょうか。</p> <p>(質疑無しの声あり)</p>
小林会長	<p>質疑無しの声がございましたので決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
小林会長	<p>それでは決定と致します。</p>
<p>日程第10 協議事項1 農地流動化あっせんの申し出</p>	
小林会長	<p>日程第10、協議事項1、農地流動化あっせんの申し出について、事務局より提案願います。</p>
川島主事	<p>日程第10、協議事項1、農地流動化あっせんの申し出について、議案書の14ページをご覧ください。今月は4件です。</p> <p>(議案を朗読し説明)</p>
水野委員	<p>3件目の土地は耕作されている土地ですか？(写真では)かなり鬱葱とした様子ですが。</p>
川島主事	<p>全体の内、半分以上の部分は現在耕作されていない土地のようです。一部分については耕作されていることを確認しています。</p>

水野委員	わかりました。
小林会長	只今事務局から説明がありましたが、これらの件につきまして 質疑等ございますでしょうか。 (質疑無しの声あり)
小林会長	質疑なしの声がございますので決定してよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
小林会長	では決定と致します。 続いてそれぞれの件のあっせん委員の指名について案があれば、事務局より提案願います。
川島主事	事務局案では、1件目が地元である吉田委員、下里委員、古田委員、予備に田中委員を考えております。 2件目・3件目が吉田委員、日野委員、古田委員、予備に安藤委員を考えております。 4件目が地元である田原委員、小林隆雄委員、稲垣委員、予備に水野委員を考えております。
小林会長	事務局から提案のあったとおりでよろしいか、質疑があればお願いいたします。 (質疑無しの声)
小林会長	質疑がないようですので、決定としてよろしいでしょうか。 (異議無しの声あり)
小林会長	それでは、事務局から提案のあった通りと決定します。指名のあった委員につきましてはよろしくお願いいたします。 日程等については後日事務局より連絡とします。
川島主事	あっせんの申し出はこれで全てでしたが、1点ご報告がございます。 前回の総会であっせんの申し出があった件について、申出者の

	<p>所有地で、事務局の使うシステム上表示されない地番というのが2件ございまして、これが前回の申し出から漏れておりました。これについてはよく確認したうえ、改めて総会に申し出を出して、仕切り直しを考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、上八雲の案件もございましたが、そちらの所有者と、今回の2件目と3件目の土地所有者の方がご兄弟であることから、「すべての案件を平行して進めてほしい」と要望があったため、先に先に出ていた案件は中断をしておりました。</p> <p>これよりまた再開して進めていきますのでよろしくお願い致します。上八雲は案件が多いこともあり、可能な限りまとめて実施できる場合はそのように進めていくつもりです。</p>
古田委員	システムで漏れた土地というのはどのくらいの広さですか？
川島主事	2反程度です。
古田委員	それは隣接していないのですか？
川島主事	道路敷地として誤認していた部分が、法務局で確認したところ地番のついた申出者の所有地であったことが分かりました。
加藤局長	なぜこのようなことが起こるかと申しますと、（申し出のあった）大関地区は地籍調査の住んでない地区であり、町としても正しい地図情報を保有できていない状況です。今回、申出者とのやり取りの中で当該地についての発言があり、事務局で見落としがあったことが発覚し、仕切り直しさせていただくということになりました。申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。
小林会長	皆様、ご理解いただけるようお願い申し上げます。
	<p>日程第 11 協議事項 2 農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定について</p>
小林会長	日程第 10、協議事項 1、農地流動化あっせんの申し出について、事務局より提案願います。

向田主事	<p>議案書の 18 ページをご覧ください。</p> <p>現在申し出のある下記の農地流動化あっせんにおける、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の候補者を選定したいので協議を求めます。</p> <p>(議案書を朗読し説明)</p>
小林会長	<p>あっせんの基本的な考え方は、一つの土地に対して1人、となっています。</p> <p>八雲町の選定基準としては、只今事務局から説明のあった通りです。</p>
小林会長	<p>この件につきまして、地元農業委員である小林隆雄委員が調整に入ってくださいました。小林委員から何かご説明や意見はございますか。</p>
小林委員	<p>力不足で申し訳ございません。買受希望を出したAさんBさん双方にお話を伺ってきたんですけども、双方の考え方を纏めることができず、それぞれが「耕地面積として必要である」という意見を強くお持ちでありました。事務局と相談した結果、本日の総会にて図らせていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。</p>
水野委員	<p>基準については説明を受けてよく分かったのですが、元々この土地を使っていたのはどなたなのですか？</p>
小林委員	<p>Aさんです。</p>
水野委員	<p>Aさんが全部使っている？</p>
向田主事	<p>その通りです。全てAさんが賃借しており、先月の総会であっせんのために解約をしていました。</p>
加藤局長	<p>利用状況の説明をさせていただきます。</p> <p>先月の総会で、地権者よりあっせんに向けて合意解約をしたい旨申し出があり、総会の承認を経て、買受希望者の募集にかかったものです。</p>
下里委員	<p>そういうことであれば、元々使っていて、基準にも当てはまるということであればなおさら、Aさんを優先してよいと私は考え</p>

	ます。
小林会長	他に意見はありませんか？
田中委員	<p>「今まで借りて使っていた人が優先される」といった規定はないのですか？私達としても、慣例として地元でずっと使ってきた人が優先だろうという認識があったのですが、まったくそれが（考慮が）ないとあれば考え方をこれから変えなければならないと思うのですけども。</p> <p>それが「（使っていたのが誰かは）関係ない」ということで、単に地域の慣例としてそう思ってやって来たただけなのか。農業委員会を通して賃貸借契約を結んできたとかは関係ないのか。</p>
小林会長	<p>農業委員会の考えとしては、営農継続のためにどのような考えが必要なのか、もう一つは、あっせん基準に基づいて進めることが良いのか、ではこれまで借りてた人が（基準のために）買受人となれなくなるようなときはどう考えるのか。</p> <p>今回はもう一方の買受希望者も隣接地を所有しているということで、土地の有効利用という面も考えねばならないと思う。</p> <p>最終的に我々農業委員会としては、北海道の基準に則って、皆さんの意見を参考にしつつ、この度のあっせんに希望を出した両者のどちらかに決める必要があるので、よろしく願いいたします。</p> <p>今、皆さんから意見をいただきましたが、この件についてどちらの買受希望者を選出すべきか、ここまで話からして、Aさんを選出することによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
小林会長	では決定と致します。
	日程第 11 報告
小林会長	日程第 11 の報告について、事務局より報告願います。
向田主事	議案書の 19 ページをご覧ください。4・5 月分の農業者年金について報告いたします。

